

HOME	免許関係	電波利用料	電波環境	電波監視	周波数割当て	基準認証制度	その他
------	------	-------	------	------	--------	--------	-----

# アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方

[HOME](#) > [その他](#) > [その他の制度](#) > アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方

## アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方

本資料は、あくまでも現時点での一般的な考え方等を示すものであり、個別事案に対する考え方等は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに御留意ください。

本資料における記載は、すべてを網羅的に記載したものではありません。将来における総務省の考え方等や解釈を保証するものではありません。

また、必要に応じて、随時更新することとしています。

## 制度の趣旨について

### 1 アマチュア無線が社会貢献活動等で活用できるようになりますが、制度改正の概要を教えてください。

非常災害時等のボランティア活動や、国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等について、アマチュア無線を身近な暮らしの中で活用できるよう、アマチュア無線の定義を明確化しました。

これにより、アマチュア無線を社会貢献活動等で活用できることが明確化されました。

アマチュア無線局免許人の皆様のアマチュア無線の積極的な活用が、その地位向上につながり、地域社会に貢献することが期待されております。

(令和3年3月10日公布・施行)

### 2 これまでのアマチュア無線による「非常通信」が変わるのでしょうか。

非常通信の制度に変更はありません。

非常通信（電波法第52条第4号）は、総務省「アマチュア局による非常通信の考え方」のとおり、非常通信に該当するかどうかは免許人の判断により柔軟に行えることとしておりますが、非常通信の性格から有線通信（携帯電話等も含む。）を利用することが著しく困難であるときなどの制約がありました。

今般、社会貢献活動等によるアマチュア無線の活用ができることとなったことから、非常通信であるかどうかにかかわらず、非常災害時（事前・直前準備、訓練含む。）から災害復旧時まで、継ぎ目のない支援がアマチュア無線により行うことが可能となりました。これにより、防災ボランティア活動によるアマチュア無線の活用がよりいっそう進むことが期待されております。

アマチュア無線の社会貢献活動等の範囲内の運用であれば、非常通信の報告（電波法第80条第1項）についても不要となります。

※総務省電波利用ホームページ「[アマチュア局による非常通信の考え方](#)」

## その他の制度

### 登録修理業者制度

海外から持ち込まれる携帯  
電話端末・BWA端末、Wi-Fi  
端末等の利用

技適未取得機器を用いた実  
験等の特例制度

無人航空機における携帯電  
話等の利用の試験的導入

ドローン等に用いられる無  
線設備について

国際条約に基づく国際VHF  
の用途変更

災害時等に非常通信等を行  
う無線局に係る手数料等の  
免除

無線LANの屋外利用につい  
て

アマチュア局による非常通  
信の考え方

アマチュア無線の社会貢献  
活動での活用に係る基本的  
な考え方

## 社会貢献活動等について

### 3 本制度の社会貢献活動等とは、どのような活動でしょうか。

一般に、ボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいいます。（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の「特定非営利活動」等）

なお、企業等の営利法人等の営利活動のためのアマチュア無線の使用は、認められておりません。また一般に、企業等の営利法人等の営利活動を通しての結果的な社会貢献は、本制度の社会貢献活動等には当たらず、アマチュア無線の使用は認められておりません。

※活動事例  を参考にしてください。

#### （本制度の社会貢献活動等に該当する例）

（○）当社は、社会貢献活動等として地域の清掃活動を行っており、当社の従業員が当該活動でアマチュア無線を使用する。

（○）当町内会は、社会貢献活動等として地域の清掃活動を行っており、当町内会員が当該活動でアマチュア無線を使用する。

（注）アマチュア業務の範囲については、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断し、対応しております。

### 4 本制度の社会貢献活動等に該当しない活動には、どのようなものがあるでしょうか。公共事業や復興事業であれば、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信であっても、アマチュア無線の使用が認められるでしょうか。

アマチュア無線は仕事（企業等の営利法人等の営利活動）に使うことはできません。

公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められません。また、社会貢献活動等を自称したとしても、企業等の営利法人等の営利活動であれば、アマチュア無線を使用することは認められません。

#### （本制度の社会貢献活動等に該当しない例）

（×）当社は、企業活動（企業等の営利法人等の営利活動）により社会貢献を行っており、当該活動でアマチュア無線を使用する。（※設問3、参照）

（×）当社は、企業活動（企業等の営利法人等の営利活動）として自治体から受注した公共工事において、アマチュア無線を使用する。

（×）当社の主催する地域イベント（企業活動（企業等の営利法人等の営利活動））において、当社職員が当該活動でアマチュア無線を使用する。

（注）アマチュア業務の範囲については、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断し、対応しております。

### 5 アマチュア無線局免許人は、社会貢献活動等をするを強制されるのでしょうか。アマチュア無線の定義では「もつぱら個人的な無線技術の興味よつて行う」とされています。

アマチュア無線局免許人に、社会貢献活動等を強制するものではありません。

本制度の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものです。

## アマチュア無線の使用にあたって

---

## 6 アマチュア無線を使用するために必要な資格はありますか。

---

アマチュア無線を使用するためには、①アマチュア無線従事者免許、②アマチュア無線局免許が必要です。

なお、アマチュア無線局は、個人又はアマチュア業務の健全な普及発達を図ることを目的とする社団※でなければ、免許人となることができません。

※「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準」第6条の2参照

---

## 7 アマチュア無線を社会貢献活動等で使用する場合に、総務省（総合通信局等）への申請や届出等の手続は必要ですか。また、社会貢献活動等に参加する場合に、自治体やイベント主催者等との協定や合意等が義務付けられているのでしょうか。

---

既にアマチュア無線局を開局されている方であれば、総務省（総合通信局等）への手続は必要ありません。無線従事者資格、無線局免許状の範囲で御活用ください。

また、電波法令上の義務はありませんが、防災ボランティアや地域イベント等の社会貢献活動等に参加する場合は、あらかじめ自治体やイベント主催者等との協定や合意等の上での参加が想定されます。

---

## 8 社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用にあたり、どのようなルールがあるのでしょうか。

---

社会貢献活動等に使用する場合であっても、アマチュア無線に係る法令を遵守してください。電波法令に違反すると、罰則があります。（以下の「代表的なルールの例」を参照。）

アマチュア無線は、多数の人が同じ周波数を共同で利用しています。その通信には秘匿性がなく、他のアマチュア無線局にも聞かれている場合があります。

なお、社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用が、他のアマチュア無線の使用に優先されるなど、アマチュア無線同士での通信の優先順位はありません。

### （代表的なルールの例）

アマチュア無線を使用するためには、無線従事者免許と無線局免許が必要です。

コールサイン（呼出符号）は必ず言いましょう。

周波数の使用区別（**バンドプラン**）を守りましょう。

他のアマチュア無線局の利用を妨げないように心がけましょう。

無線局免許状の範囲で運用しましょう。

---

## 9 社会貢献活動等を行うために使用する無線は、アマチュア無線に限られることになるのでしょうか。

---

社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとなっております。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。）

---

## 10 社会貢献活動等を行う通信として推奨される無線システムはありますか。

---

社会貢献活動等を行う通信として、業務用無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えております。

一般には、デジタル簡易無線（登録局）の利用が便利です。

(無線局の登録申請及び開設の届出が必要ですが、無線従事者免許が不要で、通信の際の識別信号の送出自動で行われるなど運用に制約が少ない無線システムです。)

## 実際の活動にあたって

---

### 11 社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用において「金銭上の利益のためでなく」とは、無償で行うものをいうのでしょうか。

---

必ずしも無償でなければならないというものではありません。

社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」には当たりません。(いわゆる「有償ボランティア」もアマチュア業務として認められます。)

なお、国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動(告示第2号)については、「実費に相当する額」を超えても、それが制度上又は施策上の仕組みの結果としてのものであれば、アマチュア業務に含まれることとしています。

---

### 12 NPO法人等の非営利法人等の職員等が、当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用することはできますか。

---

総務大臣が定める告示の社会貢献活動等に適合する場合は、使用することができます。

(アマチュア無線に関する法令を遵守する必要があります。「Ⅲアマチュア無線の使用にあたって」参照。)

NPO法人等がアマチュア無線局の免許人となることはできません。

※「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準」第6条の2参照

---

### 13 国又は地方公共団体等の公務員が、国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動のためにアマチュア無線を使用することはできますか。

---

総務大臣が定める告示の社会貢献活動等に適合する場合は、使用することができます。

(国又は地方公共団体等が実施する事業のすべてに使用できるものではありません。)(アマチュア無線に関する法令を遵守する必要があります。「Ⅲアマチュア無線の使用にあたって」参照。)

国又は地方公共団体等がアマチュア無線局の免許人となることはできません。

※「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準」第6条の2参照

---

### 14 イベントの主催者や業務請負者が営利法人等である場合に、アマチュア無線を使用することができますか。

---

当該営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。

なお、イベントの主催者が非営利法人等であり、当該イベントの運営を営利法人等が請け負う場合については、当該営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用しないのであれば、使用が認められる場合があります。

(アマチュア無線に関する法令を遵守する必要があります。「Ⅲアマチュア無線の使用にあたって」参照。)

---

### 15 消防団が行う活動や鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信として、アマチュア無線を使用することはできますか。以前、総務省からはアマチュア無線の使用はできないと説明がありましたが、考え方に変更があったのでしょうか。

---

今般、アマチュア無線による社会貢献活動等の活用について定義を明確化したことに伴い、これらの活動に関する通信についても総務大臣が定める告示の社会貢献活動等に適合する場合は、アマチュア無線の使用が認められることとなりました。

(アマチュア無線に関する法令を遵守する必要があります。「Ⅲアマチュア無線の使用にあたって」参照。)

て」参照。)

また、デジタル簡易無線（登録局）の利用が便利です。

（無線局の登録申請及び開設の届出が必要ですが、無線従事者免許が不要で、通信の際の識別信号の送出自動で行われるなど運用に制約が少ない無線システムです。）

## 電波法令違反等の対応について

### 16 本制度に関して電波法令に違反して運用する無線局を確認しましたが、どうすればよいですか。

日時、周波数、コールサイン（呼出符号）、通信内容、おおよその場所その他参考となる情報を付して、総合通信局等に御報告ください。個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容等から総合的に判断し、必要に応じた対応を行います。

（参照）電波法第80条第2号

## アマチュア無線関係団体の取組みについて

### 17 アマチュア無線関係団体は、本改正にあわせてどのような取組みをされていますか。

今後、一般社団法人アマチュア無線連盟からは「アマチュア局の非常通信マニュアル」と同様のアマチュア無線の社会貢献活動等を行う際の運用ガイドライン等の作成、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会からはアマチュア無線初心者向け・ボランティア活動者向けのアマチュア無線運用者セミナー等の実施、また両団体により積極的な周知広報に取り組まれると伺っております。

担当：総合通信基盤局電波部移動通信課、電波環境課監視管理室

## コンテンツ一覧

### 免許関係

無線局開局の手続き・検査  
電波利用システム  
無線従事者制度  
検索・統計  
免許等に関するその他の制度

### 電波環境

電波の安全性に関する調査及び評価技術  
高周波利用設備の概要  
電波伝搬障害防止制度  
電波環境に関するその他の制度

### 基準認証制度

制度の概要（登録証明機関一覧）  
技術基準適合証明等を受けた機器の検査  
特定無線設備、特別特定無線設備一覧  
基準認証関係法令  
基準認証制度についてよくある質問（FAQ）  
電気通信機器の相互承認（MRA）  
無線機器型式検定制度

### 電波利用料

### 電波監視

### その他

[電波利用料制度の目的等](#)

[電波利用料の額](#)

[電波利用料の歳入・歳出状況](#)

[電波利用料の事務の実施状況](#)

[電波利用料の納付方法](#)

[電波利用料延滞金計算ツール](#)

[関連法規](#)

[「電波利用料」の名称をかたった請求](#)

[総合通信局の管轄地域と所在地（お問い合わせ先）](#)

[電波監視の概要](#)

## 周波数割当て

[周波数割当てプロセス](#)

[周波数の公開](#)

[ITU-R](#)

[世界無線通信会議（WRC: World Radiocommunication Conference）](#)

[非常通信協議会](#)

[マスメディア集中排除原則](#)

[その他の制度](#)

[組織案内（総務省サイト）](#)

[お知らせ一覧](#)

[更新情報](#)

[電波に関わる関連リンク集](#)



Connected via IPv4 | [当ホームページについて](#) | [お問い合わせ](#)



## 告示

## ○総務省告示第九十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を次のように定める。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務
- 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であつて、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務

## ○総務省告示第九十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を次のとおり定める。

なお、平成十四年総務省告示第五百十四号（臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める件）及び令和二年総務省告示第五百十一号（電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示）は、廃止する。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作の資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合

1 無線技術に対する理解と関心を深めることを目的として社団が臨時に開設するアマチュア局

(一) 当該操作に立ち会う無線従事者が行うことができる無線設備の操作（モジュール符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）の範囲内であること。

(二) 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作に立ち会う無線従事者が行うこと。

2 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことによつて科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として社団が臨時に開設するアマチュア局

(一) 当該アマチュア局は、アメリカ航空宇宙局が承認した組織により当該通信に係る日時等が割り当てられており、当該通信を行うことに関して教育に資するものとして教育委員会等の後援、推薦等を受けていること。

(二) 当該操作を行う者は、学齢児童生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）であること。

(三) 当該操作に立ち会う無線従事者は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士であること。

(四) 当該操作に立ち会う無線従事者が行うことができる無線設備の操作（モジュール符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）の範囲内であること。

(五) 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作に立ち会う無線従事者が行うこと。

二 家庭内その他これに限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合

1 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として行われるものであること。

2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団（立ち会う無線従事者を構成員とするものであつて、かつ、同一の学校（4(三)に規定するものをいう。）に属する学齢児童生徒及び

4(三)に掲げる者を構成員とするものに限る。）が開設するものであること。

3 当該操作を行う者は、学齢児童生徒であること。

4 当該操作に立ち会う無線従事者は、次に掲げるいずれかのものであること。

(一) 当該操作を行う者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該操作を行う者を現に監護する者をいう。）

(二) 当該操作を行う者の三親等内の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）

(三) 当該操作を行う者が在学している学校（学校教育法第一条の学校、同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百二十四条第一項の各種学校をいう。）の教員及び職員

5 当該操作に立ち会う無線従事者が行うことができる無線設備の操作（モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）の範囲内であること。

6 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作に立ち会う無線従事者が行うこと。

○総務省告示第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後 変 更 前

<p>第1 総則</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p>	<p>第1 〔同左〕</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 224 861 645">無線局の目的</td> <td data-bbox="798 645 861 1093">無線局の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 224 782 645">〔略〕</td> <td data-bbox="654 645 782 1093">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 224 646 645">簡易無線通信業務用</td> <td data-bbox="598 645 646 1093">簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 224 590 645">アマチュア業務用</td> <td data-bbox="542 645 590 1093">金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究その他施行規則第3条第1項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業務を行うことを目的として開設するものであること。</td> </tr> </table>	無線局の目的	無線局の範囲	〔略〕	〔略〕	簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。	アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究その他施行規則第3条第1項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業務を行うことを目的として開設するものであること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1120 861 1585">無線局の目的</td> <td data-bbox="798 1585 861 2067">無線局の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 1120 782 1585">〔同左〕</td> <td data-bbox="654 1585 782 2067">〔同左〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1120 646 1585">簡易無線通信業務用</td> <td data-bbox="598 1585 646 2067">簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 1120 590 1585">アマチュア業務用</td> <td data-bbox="542 1585 590 2067">金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。</td> </tr> </table>	無線局の目的	無線局の範囲	〔同左〕	〔同左〕	簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。	アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。
無線局の目的	無線局の範囲																
〔略〕	〔略〕																
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。																
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究その他施行規則第3条第1項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業務を行うことを目的として開設するものであること。																
無線局の目的	無線局の範囲																
〔同左〕	〔同左〕																
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。																
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。																
<p>〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p>																
<p>〔3～8 略〕</p> <p>〔第2～第4 略〕</p>	<p>〔3～8 同左〕</p> <p>〔第2～第4 同左〕</p>																

備考 表中の「」の記載は注記である。



# アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

ーアマチュア無線を身近な活動へー

## 【概要説明資料】

### 総合通信基盤局電波部移動通信課

令和3年2月2日

#### 改正の概要等

非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動について、アマチュア無線を身近な暮らしの中で活用できるよう明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献する。

また、無資格の小中学生が家庭等や学校において、有資格者の指揮・立会いの下、電波の利活用の可能性や楽しさを身近な暮らしの中で体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材育成に資する。

#### 【改正の経緯及び趣旨等】

本件改正は、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望並びに次の経緯及び趣旨等を踏まえたものである。

#### ●アマチュア無線の社会貢献活動での活用（アマチュア無線の定義の明確化）

我が国は、その自然的・地理的条件から各種の自然災害が発生しやすい特性を有している。これまでアマチュア無線は、被災地の通信確保等において「非常通信」※として活動を行い、地域において重要な役割を果たしてきている。

非常災害時など地域課題の解決には、地域との連携による「共助」が重要とされ、近年、ボランティア活動の位置づけや活動の範囲も広がっている。米国においては、アマチュア無線の社会貢献活動が活発に行われアマチュア無線の社会の認知度が高いと言われている。

また、非常災害時等の自主防災組織・消防団活動、野生鳥獣による農作物や人身被害などの広域化・深刻化に対処する鳥獣被害対策事業等、また、より多くの方の協力が必要となる遭難者捜索など、国等の施策においても、その目的を円滑かつ効率的・効果的に達成するためには、地域の自発的な協力（共助）が欠かせず、地域の活動にアマチュア無線による社会貢献活動が期待されている。

このため、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上を図り、地域社会に貢献する。

※災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

※非常通信

電波法第52条第4号。地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信。免許人の判断により、非常通信は状況に応じて柔軟に行える。

#### ●小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大

電波有効利用成長戦略懇談会における提言等を踏まえ、昨年4月無資格者がアマチュア無線を体験できるアマチュア無線体験局を制度化したところ、さらにワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、親と子、祖父母と孫といった家庭等及び学校（教職員と児童・生徒）において無資格の小中学生が身近な暮らしの中で電波の利活用の可能性や楽しさを体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材の育成に資する。

【電波有効利用成長戦略懇談会における提言（抜粋）】

効果的に人材の育成を進めるためには、例えば、アマチュア無線の資格を持たない青少年等が有資格者の下でアマチュア無線を一時的に体験するといったことなどにより、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていく取組についても進めることが適当である。



# アマチュア無線を身近な活動へ ～アマチュア無線を社会貢献活動で活用～

非常災害時等のボランティア活動や地域における活動において、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるようにします。これにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待されます。

アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。  
企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。  
アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

## ●災害ボランティアでの活用(例)

非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。)



## ●ボランティア活動・地域活動での活用(例)

## 地域におけるボランティア活動・地域活動の相互連携



本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。※このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。

# アマチュア無線を身近な活動へ ～小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大～

無資格者の小中学生が、親や祖父母、学校の教職員などといったアマチュア無線有資格者の指揮・立会いの下で、その有資格者が開設するアマチュア無線を操作できるようにし、身近なくらしの中でアマチュア無線を体験できるようにします。

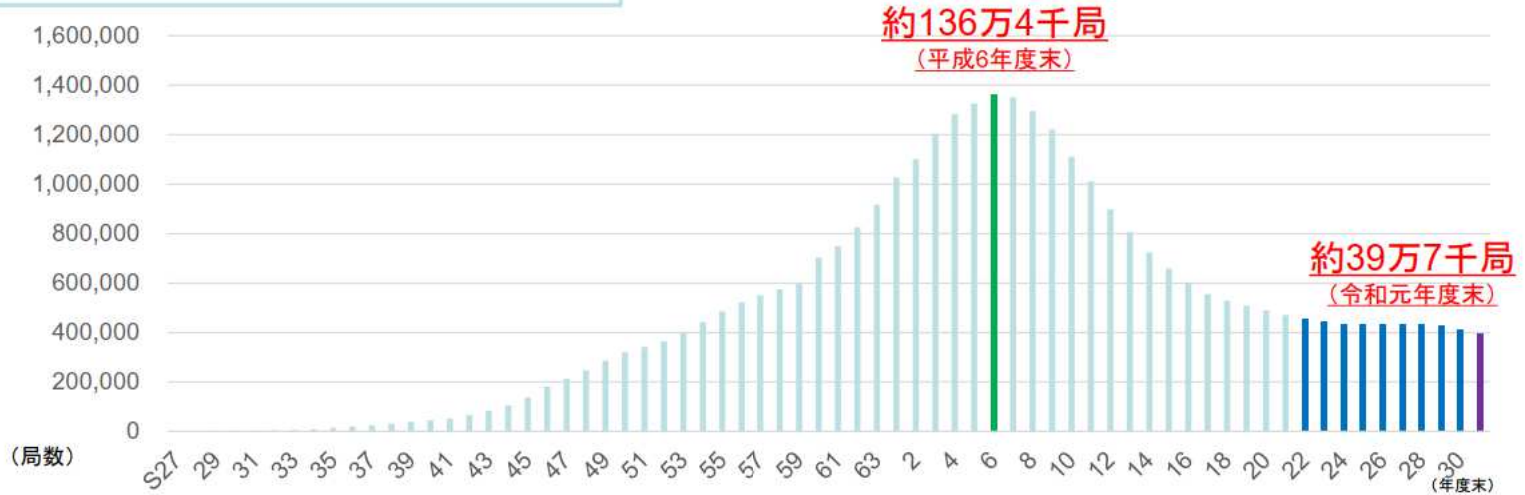
このことにより、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できる機会を増やし、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていきます。

## ○ 運用例

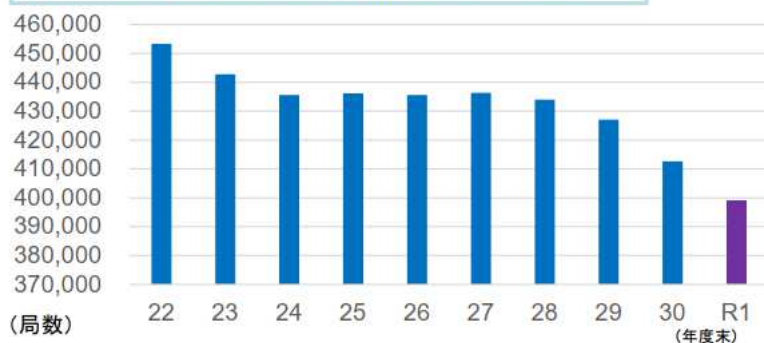




アマチュア無線局数の推移



アマチュア無線局数の推移(直近10年)



小中学生のアマチュア無線資格者数

区分	令和2年夏頃
大学生相当年齢(19~22歳)	約11,800名
高校生相当年齢(16~18歳)	約5,800名
中学生相当年齢(13~15歳)	約2,500名
小学生相当年齢(7~12歳)	約600名

※高校生以上に比べ、小中学生の有資格者は少ない。

※参考として、おおよその数を示したものです。

4

米国におけるアマチュア無線の運用

米国では、アマチュア無線による災害支援・ボランティア運用・マラソン大会等の地域イベントへの参加は日常的に行われており、ARRL(米国のアマチュア無線団体)においても、「Use Your License to Serve the community(訳:あなたの免許をコミュニティへのサービスに使おう)」と推奨している。

**ARRL**  
The national association for  
AMATEUR RADIO®

Public Service

On The Air  
Licensing, Education & Training  
Membership  
Regulatory & Advocacy

**Public Service**  
Public Service Resources  
Public Service Honor Roll  
Served Agencies and Partners  
ARES  
NTS  
Ham Aid  
SKYWARN Recognition Day

ARRL's volunteer Amateur Radio operators help their communities in good times and bad, through community events, disaster response, and various programs.

(出典)ARRL Public Service,  
<http://www.arrl.org/public-service>

(左記:日本語訳)

“あなたの免許をコミュニティへのサービスに使おう”

ARRLのボランティア・アマチュア無線オペレーターは、コミュニティのイベント、災害対応、及びさまざまなプログラムにおいて、良いときも悪いときもコミュニティを支援します。

運用時期	災害の名称	運用事例	備考
1995年1月	阪神淡路大震災	交通情報及び道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援	
2000年9月	東海地方豪雨	水害時に愛知県消防防災課と連携して非常通信に協力	
2004年10月	新潟県中越地震	被災地周辺と県内各地との安否連絡に協力	
2011年3月	東日本大震災	被災地各地の情報収集及び行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拠点での中継局等設置や対策本部等への無線機貸し出し等の通信支援	中央非常通信協議会会長（総合通信基盤局長）名義で一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）に対し被災地の通信確保のためのアマチュア無線の積極的活用を要請
2011年9月	台風12号（紀伊半島）	町役場の屋上に中継局を設置し災害ボランティア間の通信支援	
2019年10月	台風19号（関東地方）	アマチュア無線局でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行き、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続	災害時における電波の適切な使用に多大な貢献をしたとして、令和2年度総務省関東総合通信局長賞を受賞（個人）

※その他、非常通信協議会・地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信及び通報等に個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されている。

6

別紙1

## アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

—アマチュア無線を身近な活動へ—

### 【意見募集の結果・概要】

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和3年2月2日



# 意見募集の結果(概要)

## 1. 実施期間

令和2年10月16日(金)～11月17日(火)(33日間)

## 2. 意見提出者

合計 429者

(1) 法人・団体: 37者 (2) 個人: 392者

【主な法人・団体(順不同)】

- 一般社団法人日本アマチュア無線連盟
- 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
- 特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
- 日本アマチュア無線機器工業会
- 公益財団法人日本無線協会
- 一般財団法人情報通信振興会
- 一般社団法人全国陸上無線協会
- 一般社団法人大日本猟友会

## 3. 主な御意見

(御意見につきましては、適宜整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。)

### ・アマチュア無線の社会貢献活動での活用 (415者)

○ 賛成意見(原案どおり賛成)	88件
① 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。	190件
② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	71件
③ 社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	86件
④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。	97件
⑤ アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。	99件
⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。	195件

### ・小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 (219者)

○ 賛成意見(原案どおり賛成)	80件
① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。	56件
② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は限定すべきではないか。	25件

# 意見募集の結果(概要)

## 4. 今後のスケジュール

- 令和3年2月 意見募集の結果の公表
- 令和3年3月 公布・施行(予定)  
アマチュア無線の社会貢献活動での活用についての基本的事項を  
電波利用ホームページにて広く一般に公表(予定)

### 【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も、参考にさせていただきます。
- また、今般、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)からも「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との御意見をいただいております。
- 本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化(※)するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿(将来像や期待像)を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。
- (※) 本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。
- アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。



# 提出された主な御意見の概要とその考え方（アマチュア無線の社会貢献活動での活用）

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
①社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。（190件）	本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。また、当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。）
②社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。（71件）	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。
③社会貢献活動の中には（たとえ実費相当であっても）報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。（86件）	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれも「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。（いわゆる「有償ボランティア」もアマチュア業務として認められます。）※
④消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。（97件）	本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。消防団活動においては、既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等の代替とするものではないと考えられます。本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が一般に考えられます。）消防団活動の中でアマチュア無線を使用する場合は、電波法令上、アマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」※とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。また、制度上又は施策上の仕組みの結果として、「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしています。鳥獣被害対策事業等についても同様です。

## ※「営利性」等に関する補足事項

- ・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。
- ・NPO法人等の非営利法人等（国、地方公共団体等、NPO法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等）については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。
- ・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。

（補足）・アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3)）でなければ受けることができません。

3

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
⑤アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。（99件）	本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」の定義を変更するものではありません。
⑥アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。（195件）	アマチュア無線局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を実施するとともに公表しております。 また、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しています。 不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、上記のような取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。

## ・提出意見による改正案の修正

提出された御意見の要旨	御意見に対する考え方
公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認められないのではないか。	当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ修正します。  ※告示案に、以下の下線部を追加 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務



# 提出された主な御意見の概要とその考え方(小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大)

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。(56件)</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 電波法は、原則として、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならないこととされており、本制度により認められる範囲はその例外であり、一律、限定的なものとなります。</p>
<p>② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は、限定すべきではないか。(25件)</p>	<p>ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。</p> <p>アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らずPC等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴を有しますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することができます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えます。</p> <p>さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。</p> <p>体験をすることは、興味や関心を持つことのきっかけとなるものであり、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局(ARISS局)」とともに、イベント等の機会に限らず、家庭や学校等の身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」を新たに認めることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。</p> <p>無資格者の操作範囲を、監督(指揮・立会い)する無線従事者の操作範囲内とすることで、無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。また、監督(指揮・立会い)する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督(指揮・立会い)する有資格者の資格を限定しないものです。</p>

## ・提出意見による改正案の修正

提出された御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>告示案に「立ち会う無線従事者が開設するもの(社団を除く。(略))」とあり、アマチュア局そのものが「社団」であるかのような書きぶりになっているが、アマチュア局の「開設主体」が「社団」である。また、「立ち会う無線従事者」は「個人」以外にありえないから、「立ち会う無線従事者が開設するもの」は、必然的に「個人が開設するアマチュア局」(いわゆる「個人局」)である。以上を踏まえ修正をご検討いただきたい。</p>	<p>当該規定案の趣旨は、無資格者が無線設備の操作を行う場合の要件として、立ち会う無線従事者が開設に係るアマチュア局に限定するものであり、学校のクラブ局(社団局)についても、立ち会う無線従事者が構成員となっている必要があります。御意見等も踏まえ修正します。</p> <p>2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団(立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校(4(三)に規定するものをいう。)に属する学齢児童生徒及び4(三)に掲げる者を構成員とするものに限る。)が開設するものであること。</p>